

実践・EPAセミナー

「特定原産地証明書発給実務」

2011年1月28日

日本商工会議所大阪事務所

(大阪商工会議所国際部次長・証明センター所長)

麻 野 良 二

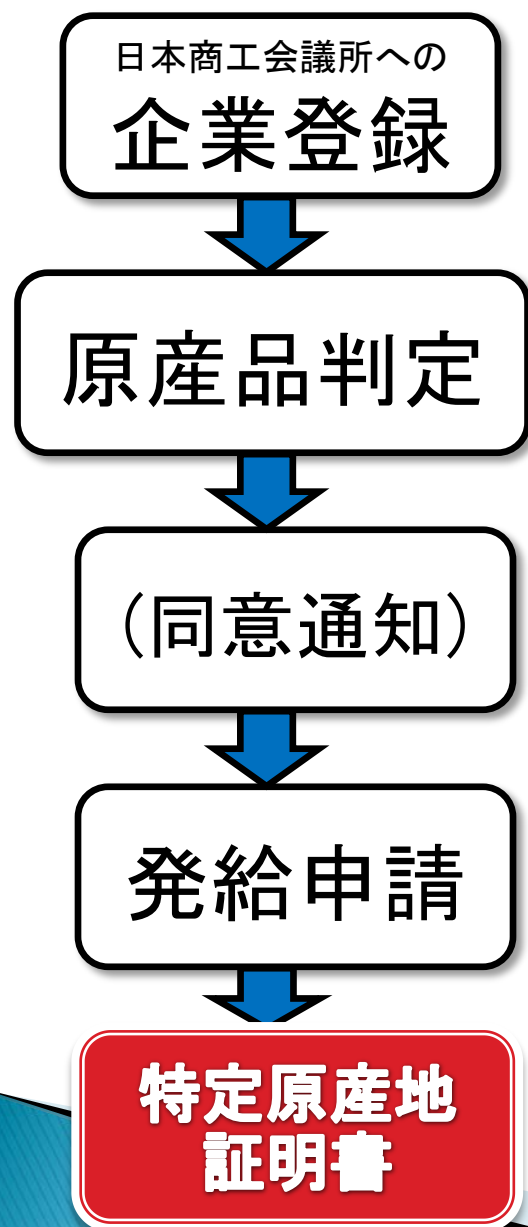
1. はじめに

EPAの活用⇒

- ①締約国を市場として製品、商品の輸出
- ②締約国でさらなる加工のための原料、材料の供給

	特定原産地証明書	一般原産地証明書
利用目的	特恵関税(EPA)の適用	L/C要件、転売目的、通関etc.
申請方式	電子申請	専用紙にタイピング
発給機関	日本商工会議所	各地商工会議所
原産性の確認	経済連携協定に基づく 原産地規則	関税法を準用
対象国(地域)	協定の締約国	制限なし

2. 特定原産地証明書の手続きの流れ



日本商工会議所（指定発給機関）

<企業登録> ※ステップ5

- ①企業登録申請書、履歴事項全部証明書等を提出（郵送 or 持参）
- ②特定原産地証明書発給に必要な資料の送付（郵送）
企業登録番号、システムURL、ログインID／パスワード

<原産品判定依頼> ※ステップ6

- ①原産品判定依頼書の提出（特定原産地証明書発給システム）
「原産品であることを明らかにする資料」（EPAの原産地規則に基づき原産資格を有していることを確認できる情報）の入力

原産品であるか
どうかについて
審査(判定審査)

原産品であると
認められる場合
(承認)

必要に応じて、
・申請に係る物品の確認、関係者への照会
・証明資料提出者等の同意を得て、実際に
設備や書類その他の物件の調査等を実施。

②原産品判定番号の付与

証明資料提出同意通知書の提出（判定依頼者が生産者の場合）

留意事項の通知

<誓約書利用登録> ※ステップ6'

（特定原産地証明書発給システム）

②誓約書の利用申請

③誓約書の登録確認

輸出者

①誓約書の提出

<特定原産地証明書の発給申請> ※ステップ7

- ①発給申請書の提出（特定原産地証明書発給システム）

発給申請内容を
審査(発給審査)

発給が認められ
る場合（承認）

必要に応じて、書類の確認、関係者への照会
生産者（誓約書の場合）

②特定原産地証明書の交付、留意事項の通知

③発給手数料の納付（現金など）

輸出者
生産者

輸出者
生産者 ※生産者から判定に必要な情報を入力
している場合、輸出者も判定依頼可能

生産者

輸出者

3. 企業登録

1. 企業登録

- ▶ 目的：国内にある事業所であることの実態確認
- ▶ **1企業1登録：全てのEPAに対し共通（有効期間：2年）**
 - ・登録申請書の作成⇒WEB上での電子申請（手数料不要）
 - ・法人の登記事項康証明書（履歴事項全部）を日商に郵送

＜参考＞特定原産地証明書発給申請の手引き

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

（注）事業所移転、代表者変更、組織変更（合併、分割など）が生じる場合は、速やかに日本商工会議所にご連絡を

2. サイナー登録

- ▶ 登録企業による特定原産地証明書に係る申請意思を確認するための社内委任
- ▶ **1登録企業に複数のサイナー登録可能（上限なし）**
- ▶ サインの有効期間：企業登録の有効期間内
- ▶ 登録サインが、特定原産地証明書に申請企業の申請代表として印字されます。
- ▶ サイン登録も手数料等は不要です。

4. EPAを利用できるのは「生産者」と「輸出者」では、その他の関係者は？

- Step3: 特定原産地証明書発給申請⇒輸出者のみ
- Step2: 「原産品判定申請」⇒原則、生産者
 - * 生産データ(生産工程、原料や材料の原産国などの詳細情報)を確認できることが必須要件です。
 - * 輸出者が「生産者」から生産データの提供を受け、そのデータを基にする場合に限り、「生産者」に代わって原産判定申請をすることも可能です。
 - * 「生産者」または「輸出者」以外の者は、EPA利用の対象に含まれないのが原則です。

4. EPA原産地規則

原産品判定申請に係る主な留意点

- ▶ 原産品判定申請: 輸出製品の生産者か輸出者のみ
- ▶ EPA協定ごとに原産判定申請が必要です。
 - ・原産判定基準(個別品目規則)が異なるため
- ▶ HSコードの入力は6桁: HS2002
 - ・スイスEPA、ベトナムEPAではHS2007
- ▶ 原産品判定申請に先立って、輸出品される製品・商品等が日本産であることを立証する資料の整備は必須です。
(必ず、原産品判定申請前に完了して下さい。)
 - ・当該資料の提出は原則不要です。
(注: 3年又は5年の保存義務があります。)
 - ・発給機関が求める場合は、即時に提出が必要です。
- ▶ 標準処理日数: 3営業日(申請に不備があれば無期限)
- ▶ 原産品判定に手数料は不要です。

4. EPA原産地規則

原産品判定申請に係る主な留意点(2)

- 生産者が原産品判定申請を行い、輸出産品が日本原産であると確認された場合、当該産品に「**原産品判定番号**」が付与されます。
 - *この原産品判定番号の有効期間に制限はありません(原則)。
- 生産者が上記産品の輸出を輸出者に委ねる場合:
 - 「**原産品判定番号**」の使用を認める旨を、指定発給機関と当該輸出者に通知＝**同意通知(最長3年:更新可能)**
 - ・同意通知は、生産者が原産品判定申請を行い、輸出が輸出を担当するなど、役割を分担する場合に必要です。
 - ・輸出者が原産品判定申請と輸出の両方を行う場合、自らへの同意通知は、当然、不要です。
- ◆承認された産品の材料や加工内容が変更になった場合、変更が生じた時点で判定結果は無効となり、変更後の新しい内容で原産品判定の申請が、新規に必要です。

5. 原産品判定申請のための立証、保存書類

◆ 原産品判定申請のための資料

「原産資格を立証するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」

(経済産業省、2009年12月)

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/gensanshikaku.pdf>

- ① 輸出産品とその製造に使用した全ての材料・部品との対比表
- ② 対比表に記載された材料、部品で製造されたことを裏付ける資料
 - ・ 総部品表
 - ・ 製造工程フロー図
 - ・ 生産指図書
 - ・ 各材料の投入記録(在庫の蔵入蔵出記録など)
- ③ 「原産」(日本産又は締約相手国産)と扱う材料について、その事実を立証する書類

◆ 繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項

(経済産業省、2010年3月)

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/guideline_for_textile_and_apparel.pdf

- ・ 2工程以上の加工を行う生産者以外の関係者が、その生産者に代わって原産判定申請を行う場合に揃えておくべき資料等

6. 特定原産地証明書の発給申請要領と留意点

- ▶ 発給申請できるのは「輸出者」のみ
 - ▶ 申請情報入力 of 主な留意点
 - 出航日の入力 is 必須
 - 特定原産地証明書に印字される産品名は、原則として
原産判定済みの産品名称と同一であること
 - * ブランド名や型番等を、産品名称の後ろに括弧書き
で付記することは可能
 - 根拠インボイス日付に未来日は絶対不可 (入力不能)
 - 積地、揚地、(経由地)、輸送手段は重要 (積送基準)
- (注) L/C等で求められても、法定された事項以外の文言等
を特定原産地証明書に記載は、絶対に認められません。

6. 特定原産地証明書発給申請の要領と留意点(2)

- ▶ 特定原産地証明書のイメージの確認：
「保存」にすればイメージプレビューで確認可能です。
- ▶ 標準処理日数：2営業日（不備等があれば無期限）
- ▶ 手数料：基礎額2,000円＋加算額@500円×産品数
 - ・同じ産品を21回以上利用：加算額は50円に
- ▶ 原則は、日本商工会議所各事務所（全国21カ所）の窓口で
手数料と引換えに原産地証明書交付を受けて下さい。
 - ・郵送可能（事前の振込みが必要です。）

特定原産地証明書は、協定ごとに用紙の色が異なります（日本発効分）

■メキシコ：	薄グレー
■マレーシア：	墨
■チリ：	エンジ
■タイ：	濃紺
■インドネシア：	茶

■ブルネイ：	納茶
■アセアン：	黄土色
■フィリピン：	金赤
■スイス：	浅黄
■ベトナム：	青竹

7. 特定原産地証明書利用上の留意事項 書類等の保存義務、不正行為への罰則等

保存義務

特定原産地証明書の発給を受けた輸出者、原産品判定依頼を行った生産者は、特定原産地証明書の発給日から5年間（ブルネイ、スイス、ASEAN包括、ベトナム各協定：3年）、その特定原産地証明書に記載された産品の原産性を判断するために用いた情報や書類を保存する義務があります。

罰 則

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書又は虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

その他不正行為

特定原産地証明書への法定記載事項以外の文言等の書込みは、公文書偽造罪⇒刑法罰の対象

結び：EPA推進の枠組み

